

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
職 種	カリキュラム等開発専門家
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、地域との協働による高等学校教育改革推進事業を実施するため、カリキュラム開発を行う。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	週 3 時間程度で、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：1 時間当たり 2,800 円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・カリキュラム等開発専門家としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

- 応募期間 令和 2 年 3 月 18 日～令和 2 年 3 月 23 日の間
ただし、応募多数の場合は 3 月 23 日より前に締め切ることがあります。

- 問い合わせ先

愛媛県西条市小松町新屋敷乙 42-1 愛媛県立小松高等学校 事務課 村上ゆかり
Tel 0898-72-2731 Fax 0898-72-3669